

教育民生委員協議会記録

開 会 年 月 日	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日
開 会 時 刻	午前 1 1 時 4 5 分
閉 会 時 刻	午後 0 時 0 2 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治○上田修一 野崎隆太 吉井詩子 吉岡勝裕
	藤原清史 黒木騎代春 宿 典泰
	(西山則夫議長)
欠 席 委 員 名	中山裕司
署 名 者	—
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画その後の経過について
	2 子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収について (報告案件)
説 明 員	健康福祉部長 健康福祉部次長 介護保険課長
	ほか関係参与

協議の経過ならびに結果概要

午前 11 時 45 分、中村委員長開会を宣告し、直ちに会議に入り、「第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画その後の経過について」を協議題とし、当局から説明を受けた後、若干の質疑を行った。また「子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収について」の報告を受け、午後 0 時 2 分に協議会を閉会した。

協議の概要

(開会 午前 11 : 45)

◎中村豊治委員長

それではただいまから、教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は 8 名でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、「第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画その後の経過について」及び「子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収について（報告案件）」2 件をお願いをいたします。

これより会議に入ります。会議の進行につきましては委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画その後の経過について】

◎中村豊治委員長

それでは、「第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画その後の経過について」を御協議願います。

当局から説明をお願いをいたします。

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

本日は、委員会終了後大変お疲れのところ、また何かと御多忙のところ、教育民生委員協議会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議申し上げます案件は、先ほど委員長仰せのとおり「第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画その後の経過について」、また、報告案件といたしまして「子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収について」でございます。

なお詳細につきましては担当課長よりそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長
介護保険課長。

●森介護保険課長

それでは、伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定その後の経過について御説明申し上げます。

第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定につきましては、11月22日の市議会教育民生委員協議会へ中間報告をさせていただいたところで、本日は平成24年度から26年度までの施設整備計画と、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の素案がまとまってまいりましたので協議をお願いするものです。

なお、現在国では平成24年度からの介護報酬の改定と介護従事者処遇改善につきまして引き続き実施する予定としておりますが、現時点ではその詳細は未定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1の介護基盤の整備計画につきまして御説明申し上げます。

施設整備につきましては、ごらんいただきますように施設ごとに整備箇所数、定員を掲げさせていただきました。

資料1-2をごらんください。

網掛けとなっている部分が第5期において新設または増床を予定している箇所でございます。

①施設・居住系サービス施設の整備計画でございますが、介護保険3施設の中では介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームのみ整備を予定しております。

介護老人福祉施設は、現在市内に8施設、定員は430名となっておりますが、今後平成25年度に向けて11施設、定員630名と3施設、200床の整備を行う予定で、今年度既に200床の内40床が現在整備中でございます。

なお、平成26年度には定員が40名減少しておりますが、これはサービス区分の変更により下段の表の②地域密着型サービス施設の整備計画の最上段、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の平成26年度五十鈴圏域、宮川圏域へそれぞれ20名ずつ移行いたしますことから、総定員に変更はございません。

次に、居住系サービス施設の特設施設入居者生活介護については、平成26年度に60床の整備を計画しております。

次に、下段の表②地域密着型サービス施設の整備計画でございます。

上段の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、平成26年度に特別養護老人ホームから40名が移行いたします。

その下の認知症対応型共同生活介護グループホームについては、宮川圏域へ平成25年度に1施設新設いたします。

次に裏面をごらんください。居宅サービス施設でございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設につきましては、介護保険法の改正により来年度から新たに創設されるサービスで、本年度伊勢市では国からの委託を受けモデル事業として実施しておりますが、平成 24 年度以降も引き続き 1 事業者を予定しております。

次に、夜間対応型訪問介護については、計画はございません。

その下の認知症対応型通所介護については、第 4 期計画の積み残しで引き続き五十鈴、厚生、小俣、二見の各圏域を整備する予定としております。

続きまして、下の表をごらんください。

小規模多機能型居宅介護施設については、倉田山、港、城田圏域を整備する計画で、倉田山と港圏域は第 4 期計画の積み残しとなっております。

続きまして、2 の第 1 号被保険者の保険料の見直しにつきまして御説明申し上げます。

資料 1 - 1 へお戻りください。

平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期の介護保険料の基準額については、第 4 期の月額保険料 4,396 円に対しまして、第 5 期では月額 5,731 円となります。

なお、第 4 期の介護保険料は、本来であれば 4,594 円でありますが、介護保険給付準備基金を全て取り崩し、さらに国の介護保険処遇改善臨時特例交付金の交付を受けて 198 円の軽減措置を行っております。

保険料の算定に当たりましては、平成 24 年度以降、3 カ年の給付費の推計から算出しており、推計には今後の介護認定者数の増加、第 5 期における施設整備計画、介護報酬の改定を見込んでおります。

それでは、資料 1 - 3 をごらんください。

介護保険料は基準額をもとに所得の低い人の負担能力にも配慮し、所得段階別の保険料体系をとっております。左の表が第 4 期で 8 段階 9 区分となっております。

右側の表が第 5 期で、料率は 0.50 から 2.00 までの 9 段階 11 区分としております。

第 5 期では、第 3 段階を二つに分割し、課税年金収入額と所得金額の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下の方について、料率を 0.75 から 0.625 へ引き下げ、第 4 段階と同様低所得者への保険料軽減を図っております。

また、第 8 段階の料率を 1.70 から 1.75 に引き上げ、さらに合計所得 500 万円以上の方については第 9 段階を新設し、料率を 2.00 といたしました。

なお、今回算定いたしております介護保険料月額 5,731 円は、今後予定されております介護報酬の改定を見込み算定を行っておりますが、今後その詳細が分かり次第再度検証を行いたいと考えております。

それでは、資料 1 - 1 へお戻りください。

3 の事業計画素案につきましては、のちほど御高覧をいただきたいと存じます。

最後に、4 の審議経過等の今後のスケジュールでございますが、本日の教育民生委員協議会を経て、1 月中旬にパブリックコメントを実施したいと考えております。

そして、大幅な改正があった場合には、再度 2 月に教育民生委員協議会に変更点の協議をお願いし、3 月定例会へ介護保険料改正の条例案を提出したいと考えております。

以上、伊勢市第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定その後の経過について御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

はい、どうも御苦労さま。

ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

吉井委員。

○吉井詩子委員

すいません、教育民生委員会は昨日から新しくなったわけなのですが、この資料はやはり大変大切なことで、しかも保険料が上がるという私たち市民の方から一番こう言われなければいけないことで、ものすごく勉強しなければいけない大切なことなので、今日は協議会なのですが、せめて昨日いただければ、ここにいる委員は昨日寝ずにでも勉強したと思うのです。

それで、その遅くなった、今日、今朝さっきいただいたので、その理由をお聞かせ願えればと思います。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●森介護保険課長

大変資料の配付が遅くなり申し訳ございませんでした。

資料は今週月曜日には準備をさせていただいておりました。ただ、正副委員長さんが決まりましたのが昨日ということで、その後配付させていただいたというふうに聞いております。

よろしくお願いいたします。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

事務局には渡してもらってあったようなことだと思うのですが、協議会が開かれることを、私さっき、さっきというか9時半に協議会があるよというふうなことを聞いただけであって、資料も9時半に棚の所に行ったときにはその他の産業建設委員会の資料と総務の資料は入っていたのですけれども、入ってないということで、急遽ですね、その辺準備して配付していただいたことだと思うのですが、委員長にお願いしたいのですが、協議会も開かれるということを僕らは知らなかったわけですね、ちょっとこういう大事な、今、

吉井委員が言われましたけれども、大事な協議をこれで終わりというわけにはいけないと思いますので、また委員のほうからこういったことを聞きたいということであれば、再度協議会を開いていただくようなことはお願いできるのか、また、その辺についてですね、何もファックス等も何もなかったわけなのですけれども、その点の注意をお願いしたいと思いますが。

◎中村豊治委員長

はい、正副委員長としてもですね、昨日説明を聞いて、後ですね各委員さんに配付をしてほしいということで、配付をさせていただいたのですけれども、まあ、今日になったというようなことで、私のほうからもお詫びを申し上げたいという具合に思います。

大変重要な案件ですので、また改めて勉強会というものもですね、計画はさせていただきたいなど、こんなことで委員の皆さんとこの件についてはさらに研鑽を積んでいきたいと、こんなふうに思っておりますので、この程度で今日はおさめていただきたいという具合に思います。

他にございませんか。

健康福祉部長

●山本健康福祉部長

ただいま委員の皆様から資料配付の件について、いろいろ御意見を賜りました。遅くなりましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎中村豊治委員長

それでは、御発言もないようでありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

【子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収について】

◎中村豊治委員長

次に、「子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収」について、報告案件なのですけれども、当局から報告をお願いをいたします。

次長。

●鈴木健康福祉部次長

それでは、子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収について御報告いたします。

資料2をごらんいただきますようお願いいたします。

去る、11月17日開催の教育民生委員協議会において、平成23年度子ども手当の特別措置法について御報告をさせていただいた際に、保育料については、平成23年10月分から平成24年3月分に関しては、本人の同意によらず手当から直接徴収ができる旨の説明をさせていただき、伊勢市としては、事前通知により特別徴収することが可能であることから、申請受付事務の進捗にあわせ、また支払作業の進行状況を勘案しながら、2月の支払期で

の徴収について検討中である旨、申し上げたところでございます。

その後、和歌山県田辺市におきまして、10月以降の保育料の滞納分を、来年2月に支給する子ども手当から天引きするとした市の方針に、国から「待った」がかかったという新聞報道が流れました。

それまでも、県にも確認をしながら検討を進めておりましたが、この新聞報道を受けて、県等と改めて確認のやり取りを行った結果、子ども手当の支払いの時点で徴収の期限が到来している保育料については、特別徴収はできない、つまり納期限を過ぎて未払いとなっている滞納分については、子ども手当から天引きできないということが判明をいたしました。

こうしたことから、伊勢市としては、10月分から2月分の保育料については、子ども手当支給時には納期が到来していることから特別徴収できないこと、また、2月末に納期限を迎える3月分保育料を特別徴収するとなると、子ども手当の支払日である2月10日の、これは保育料納期限前になりますが、この時点で強制的に徴収することになることなどから、2月支払期の子ども手当からは特別徴収しないことで子ども手当の支給事務を進めているところでございます。

なお、特別徴収とは別に、本人の同意に基づき、滞納分の保育料を子ども手当から納付することができることから、滞納分の納付を促す中で、状況に応じて子ども手当からの納付方法を提示しながら、本人同意に基づく子ども手当からの納付の制度を活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上が子ども手当支給にかかる保育料の特別徴収についての御報告でございます。

よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

はい、特に御発言がありましたら。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

この案件につきましては報告案件ですので、この程度で終わりたいと思います。

以上で御協議願います案件につきましては終わりましたので、これをもちまして協議会は閉会をさせていただきます。

(閉会 午後0時02分)